

第 36 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 26 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 05 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1番	前谷 篤	2番	角丸 章	
	3番	猿渡万里子	4番	大原 睦生	
	5番	片桐 幸示	7番	渡部 延三	
	8番	井上 善博	9番	竹田 安宏	
	10番	高橋 宏吉	11番	谷口 秀夫	
	12番	菊地 匡			

4. 欠席委員（1人） 6番 渡邊 勝郎

5. 議事日程

報告第 1 号	農業者年金に関する申請について
報告第 2 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 号	現況証明願について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第36回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

初めに、本日の欠席者を報告します。渡邊勝郎委員が、リハビリ中のため欠席となっております。

次に、本日の議事録署名委員は、10番の高橋宏吉委員と11番の谷口秀夫委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

事務局 報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。では、報告第1号をご説明します。今回は2件ございます。

1件目は、農業者年金死亡関係届で、令和5年5月15日、[REDACTED]が亡くなられたことに伴い、長男である、[REDACTED]より届出があったものです。

続きまして2件目は、農業者年金通常加入申込です。申込者は、[REDACTED]です。令和5年6月12日に再加入の申し込みをされました。

会長 この2件は、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。只今、報告第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、本件を報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認いたします。

続きまして報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 では、ご説明します。今回は2件ございます。

1件目は、「[REDACTED]」の報告です。別紙1の「農地所有適格法人要件確認書」で要件を満たしているかを確認したいと思います。別紙1をご覧ください。

上から順に見ていきますと、経営面積は田が13ha、畑が2.5ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、米、キュウリを中心に農産物の加工・販売、次の売上高は、すべて農業によるものですので、過半要件を満たしています。次に、構成員数について、議決権を持つ構成員は1人で、その1人が農業の常時従事者になっていきますので、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件を満たしています。最後に、裏面の業務執行役員数について、こちらも1人の役員が農作業に常時従事していますので、役員数の過半が農業の常時従事者である要件を満たしています。以上、「[REDACTED]」は農地所有適格法人の要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

次に2件目、「[REDACTED]」でございます。別紙2をご覧ください。

上から順に、法人形態は合同会社、事業の種類と売上高は、すべて農業と関連事業、構成員である2人は2人とも農業の常時従事者、業務執行役員も2人が農業の常時従事者であり、すべての要件を満たしています。

以上、2件とも農地所有適格法人の要件をすべて満たしていることをご報告

いたします。よろしく申し上げます。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、報告のとおり本件を承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは、本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

事務局

では、ご説明いたします。今回は2件ございますが、両案件とも第3種農地を転用して、1番は事務所や駐車場、資材置き場などに、2番は一般住宅や駐車スペース、庭などにするものです。

では1番の内容ですが、土地所有者・譲渡人は、
、転用計画者・譲受人は、
の申請です。土地の表示は、空知太西5条7丁目314番23、地目は公募が田で、現況が畑、面積226㎡、以下記載のとおり2筆、面積計452㎡になります。転用の目的は、
が短期滞在型宿泊施設及びグランピング施設に係る事務所や駐車場、資材置き場等を建設するためです。グランピングについては、別紙3の5ページをご覧ください。グランピングは、写真のドーム内において、ホテル並みの設備やサービスを利用しながら、自然の中で過ごすキャンプのことです。テントの設営や食事の準備などの手間がかからず、初心者でも気軽に楽しめる点が、人気を集めております。以上がグランピングの説明となります。話を戻しまして、農地の区分は、砂川市都市計画において準工業地域として用途指定されていますので第3種農地、図面は第1号図のとおり、法律関係は贈与です。転用計画の内容ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は事業費3,693,600円全額を預金で対応することとしています。

は、賃貸マンションやビルなどの施設管理や保守、物件のコンサルタントや設計施工を目的とした東京にある会社ですが、数年前から、この土地の周辺に短期滞在型宿泊施設及びグランピング施設の建設を計画していると伺っていますが、まずはこの土地に事務所等を設置し、建設計画が実行できるかどうかを含めて検討していくとのことでした。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙3にまとめているとおりで、別紙3の4ページ、5の総合判断の欄に記載していますとおりで、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。

次に2番ですが、土地所有者・譲渡人は、

、転用計画者・譲受人は、

の申請です。土地の表示は、西5条南10丁目2番5、地目は公募が田で、現況が畑、面積529㎡の1筆です。

転用の目的は、一般住宅1棟、駐車スペース、庭などを建設するためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において第二種中高層住居専用地域として用途指定されていますので、第3種農地、図面は第2号図のとおり、法律関係は売買です。転用計画の内容ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は事業費4,020万円に対し、520万円を預金で、残りの3,500万円を借入金で対応することとしています。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙4にまとめているとおりで、総合判断については記載していますとおりで、本案件は、立地基準において

原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認することといたします。

続きまして、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」はじめに1番を審議いたしますが、1番については、出し手が[]となっておりますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、[]は審議終了までご退席をお願いします。審議後は、ご着席くださいますようお願いいたします。

< [] 退席 >

それでは、事務局より提案願います。

では、議案第2号1番をご説明いたします。

計画番号は令和5年度貸第1号、公告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合組合長 東英男さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は、豊沼町25番1のうち、地目は公募・現況とも田、面積は8,250㎡の1筆、対価は組合長が調整のもと、双方の話し合いにより年額46,200円、これは水張面積に単価6,000円を乗じた額、支払期限は11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの7か月、法律関係は賃貸借、図面は第3号図、この案件の要件確認は、別紙5の調査書のとおり、すべての要件を満たしているため、決定できる案件です。以上、1番のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

只今、議案第2号の1番の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

では、ここで [] に着席していただきます。

< [] 着席 >

それでは、続きまして、議案第2号の2番、3番を事務局より提案願います。

では、2番をご説明いたします。

計画番号は、令和5年度貸第2号、公告予定年月日は本日、申請者は、農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は、吉野4条南8丁目344番1、地目は公募が畑で現況が田、面積9,589㎡、以下、記載のとおり合計7筆、面積計62,505㎡、対価は双方の話し合いにより年額68万円、こちらは、田・畑それぞれ地積に単価12,000円と10,250円を乗じた額になります。支払期限は11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの7か月、法律関係は賃貸借、図面は第4号図、要件確認は、別紙6のとおり、すべての要件を満たしているため、決定できる案件です。

この案件の経過ですが、令和2年8月に地域おこし協力隊として就任した [] が、ワイナリーを設立し [] のぶどうを使ったワインの販売等

会長
全員
会長
全員
会長

会長
事務局

会長
全員
会長
全員
会長

会長
事務局

を目指して3年間研修していますが、この度、[]から[]に農地が売買されることになりました。売買にあたっては、今後、農地保有合理化事業を活用する予定ですが、売買の前に、分筆登記が必要な状況にありますので、まずは賃貸借をして、その間に、測量・分筆を行うことにしたものです。なお、[]の地域おこし協力隊としての任期は、今年の7月末までとなっております。

次に3番をご説明いたします。計画番号は、令和5年度貸第3号、公告予定年月日は本日、申請者は、農地流動化推進員の関尾一史さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は、北吉野町258番の内、地目は公募が畑で現況が田、面積1,006㎡、以下、記載のとおり合計11筆、面積計61,359.85㎡、対価は推進員が調整のもと、双方の話し合いにより年額50万円、こちらは水張面積に単価9,242円を乗じた額、支払期限は11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの7か月、法律関係は賃貸借、図面は第5号図、要件確認は、別紙7のとおり、すべて要件を満たしているため、決定できる案件です。

この案件についても、今後売買をしていくことになりましたが、売買にあたっては分筆を行う必要がありますので、まずは1年間賃貸借をして、その間に、測量・分筆を行うこととなります。

以上、2番と3番の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

只今、議案第2号の2番と3番の説明がありました。ご質問等ございましたか。

全員

なし。

会長

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは本件を承認することといたします。

事務局

続きまして、議案第3号「現況証明願について」事務局より提案願います。

それでは、議案第3号の1番からご説明いたします。

願出者は、[]、土地所有者は[]、土地の表示は、吉野3条南5丁目158番31、地目は公募で畑となっており、面積は59㎡の1筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は6月20日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第6号図に示しています。

この土地の状況ですが、59㎡の細長い土地の両側にアパートや一般住宅が建っており、一部はアパートに付随する通路として砂利が敷かれているような状況であり、農地と言える状況ではありません。

次に2番をご説明いたします。

願出者及び土地所有者は、[]、土地の表示は、東4条南8丁目6番10、地目は公募で畑となっており、面積は267㎡の1筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は6月20日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第7号図に示しています。

この土地の状況ですが、住宅街の中にあり、昨年の夏頃までは、この土地に一般住宅及び物置がかなり前から建っておりました。現在は、建物が取り壊され更地となっており、特に利用はされておらず雑草が少々生い茂っている状況です。

次に3番をご説明いたします。

願出者及び土地所有者は、[]

、土地の表示は、吉野2条南8丁目7番74、地目は公募で田となっており、面積は23㎡の1筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は6月20日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第8号図に示しています。

この土地については、の土地ですが、長期間農地として利用されておらず、今後なんらかの利活用をするにあたって、現状に合わせた地目とするため申請されたものになります。

以上、議案第3号の説明といたします。よろしくお願ひします。

只今、議案第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

なし。

それでは、特に無いようですので、続いて、「その他事項」に入ります。

会長
全員
会長
全員
会長
全員
会長

事務局

1. 議会関連等報告（事務局次長）

2. 北海道新規就農フェア（事務局）

- ・日時 令和5年6月17日（土）
- ・場所 札幌コンベンションセンター（札幌市）
- ・出席者 渡部委員、農協職員、農政課職員、本間主事

3. 一般社団法人北海道農業会議第95回総会（会長）

- ・日時 令和5年6月21日（水）
- ・場所 北海道自治労会館（札幌市）
- ・出席者 関尾会長

4. 令和5年度市町村農業委員会事務局長研修会（事務局）

- ・日時 令和5年7月5日（水）
- ・場所 北海道自治労会館（札幌市）
- ・出席者 野田事務局長

5. 畑地化推進事業の分配予定状況（事務局）

- ・市内において、51名の農業者から事業への要望があり、6月16日に振興局から砂川市再生協議会に対し通知がありました。
- ・今回、配分対象予定者となったのは7名で、対象とならなかった44名は、秋に予定されている二次配分の対象候補者となります。

6. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、6月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

7. タブレットの返却（事務局）

- ・任期の満了に伴い、タブレットのご返却をお願いいたします。

8. 協議会報告（協議会長）

会長
全員
会長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会の日程ですが、次回の総会は、委員会改選後、初めて開催される総会です。このため「委員会などに関する法律」により、市長が招集することになっていますが、7月20日木曜日の午後1時半からの予定と聞いておりますので、再任される委員の方は、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員